

新型コロナウイルス感染症に伴う協会けんぽの対応について

新型コロナウイルス感染症に伴う協会けんぽの主な対応

1. 3月3日～5月31日までの業務体制

- ①3月3日以降、協会けんぽの業務(健診・保健指導、医療機関等訪問)を一部縮小。
- ②7都府県に緊急事態宣言が発出された後(4/9～)は、上記に加え、レセプト内容点検業務の休止、窓口業務の縮小等を実施。
- ③全国に緊急事態宣言が発出された後(4/20～)は、以下の業務の休止及び縮小を行った。具体的には下記のとおり。 ※一部の業務は4/23～休業

	休業する業務	縮小する業務
特定警戒都道府県(13支部)	<ul style="list-style-type: none"> ①関係機関等への訪問及び面会を伴う業務 ②レセプト内容点検業務 ③レセプト資格点検業務における文書・電話照会業務 ④支部窓口業務 ⑤債権・保険証の回収のための事業所・個人宅への訪問業務 ⑥保健師等が実施する対面(集合形式等を含む。以下同じ。)による保健指導業務 ⑦自支部の地域に所在する健診実施機関で実施する健診実施業務及び対面による保健指導業務 ⑧特定警戒都道府県に居住する加入者を対象とする健診実施業務及び対面による保健指導業務 ⑨対面による健康相談その他の保健事業 	左記以外の業務
上記以外の支部	上記①～⑥、⑧、⑨	

※緊急事態宣言解除後も、5月31日までは上記の業務の休業及び縮小を実施。

2. 6月1日以降の業務体制

原則、休業した業務及び縮小した業務を終了し、今後はすべての業務を実施する。ただし、実施するにあたっては以下の事項に留意しつつ実施することとする。

【企画部門】

1. 訪問を伴う業務

事業所、医療機関、薬局等への訪問を伴う業務は、必ず事前に訪問先の了解を取ったうえで訪問。

2. イベント・セミナーの実施

政府の基本的対処方針や自治体が示している基準を確認のうえ、実施の可否を検討。

【保健部門】

1. 健診

健診実施機関に対し、感染防止対策の徹底を周知。

2. 保健指導

- ・事業所訪問する場合は、必ず事前に訪問先に感染拡大防止策等に協力していただくことへの了解を得たうえで訪問。
- ・対面による保健指導等を行う場合は、感染拡大防止策を十分に行う。
- ・保健指導の案内にあたっては、事業所の受け入れ体制等に配慮するほか、面談時の感染拡大防止策等が実施できる事業所を優先して選定。

3. 未治療者受診勧奨

未治療者への受診勧奨は、対象者の重症化リスクに加え、地域の感染状況を考慮して実施。

【業務部門】

1. 窓口業務

- ・原則常駐しない対応とするが、繁忙日等は来訪者数に応じて柔軟に対応。
- ・サテライト窓口については、年金事務所の窓口開設状況を勘案し、閉鎖や隔日開設等の従来の対応を踏まえ調整。

2. 高額療養費・出産育児一時金ターンアラウンド

- ・発送開始とする。申請書の処理が滞留している支部は、滞留分の解消を第一とし、遅くとも12月末までに通常スケジュールに戻せるように計画を策定。

3. 資格点検

- ・文書照会については医療機関の負担を考慮し、複数月をまとめて送らず分割送付や照会回答期限の延長等を配慮。

4. 内容点検

- ・原則、レセプト受付から6か月以内に点検を実施。